

(別記様式第 1 号)

簡易専用水道設置報告書

年 月 日

(宛先) 加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者名)

TEL

簡易専用水道事務取扱要領第 2 の (1) の規定により、次のとおり報告します。

簡易専用水道を設置した 建築物の名称	
簡易専用水道を設置した 建築物の所在地	TEL
管理責任者の氏名	
管理責任者の住所	TEL

(建築物の概要)

建築物の用途	
構造	
階数	地下 階、 地上 階
延床面積	m ²
※「建築物衛生法」の該当	(該当する ・ 該当しない)

※「建築物衛生法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）の略称である。

(水槽等の概要)

	設置位置	構造	形状・寸法	設置数	容量
水槽	建築物の内・外・				総容量 m ³
	地上・半地下・地下				有効容量 m ³

(施設の利用状況)

使用開始年月日	一日平均利用者数	一日平均使用水量	受水水道名
年 月 日	人	m ³ /日	

(記載上の注意事項)

- 設置建築物の用途は、次により分類するものとする。
 - 興行場、集会場、図書館、博物館（美術館、動物園及び水族館を含む。）、遊技場、店舗（百貨店を含む。）、事務所、学校（研修所を含む。）、旅館、住宅（共同住宅を含む。）、病院、工場及びその他とする。
 - 用途が、二つ以上に該当するときは、主たる用途で分類すること。
- 水槽
 - 構造欄には、鉄筋コンクリート製、鋼板製、FRP製等主たる材質を記載するものとする。
 - 形状・寸法欄には、縦、横、高さ又は直径等メートル単位で、水槽ごとに記載するものとする。

なお、水槽が複雑で、当該欄に記載できないときは、別紙を使用し記載の上で添付しても差し支えない。
- 施設の利用状況
 - 施設の使用開始年月日は、実際の使用開始年月日を記載するものとする。
 - 一日平均利用者数及び一日平均使用水量が不明なときは、推定して記載するものとする。

(別記様式第2号)

簡易専用水道変更報告書

年 月 日

(宛先)加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者 住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者名

TEL

簡易専用水道事務取扱要領第2の(2)の規定により、次のとおり変更したので報告
します。

変更した日付		年 月 日
変更した事項 (該当する番号を○で囲むこと)		1. 簡易専用水道を設置した建築物の名称 2. 簡易専用水道を設置した建築物の所在地 3. 管理責任者の住所、氏名 4. 水槽等の設置概要 5. 施設の利用状況
変更内容	新	
	旧	

(別記様式第3号)

簡易専用水道休止（廃止）報告書

年 月 日

(宛先)加賀市上下水道事業 加賀市長

設置者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者〕

TEL

簡易専用水道事務取扱要領第2の(3)の規定により、次のとおり休止(廃止)したので報告します。

休止(廃止)した日付	年 月 日
休止(廃止)した簡易専用水道を 設置していた建築物の名称	
休止(廃止)した簡易専用水道を 設置していた建築物の所在地	TEL
休止(廃止)した理由	

(別記様式第4号)

簡易専用水道現場検査依頼書

年 月 日

検査機関名称

代表者様

設置者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名〕

TEL

水道法第34条の2第2項の規定に基づき、次の簡易専用水道の検査を依頼します。

簡易専用水道を 設置した建築物	名称	
	所在地	〒 ー TEL
管理責任者	名称	
	所在地	〒 ー TEL

(別記様式第4号の2)

簡易専用水道書類検査依頼書

年 月 日

検査機関名称

代表者様

設置者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名〕

TEL

水道法第34条の2第2項の規定に基づき、次の簡易専用水道の検査を、必要書類を添付し、依頼します。

簡易専用水道を 設置している 建築物	名称				
	所在地	〒 ー			
建築物環境衛生管理技術者の 氏名			免状番号	第 号	
建築物の用途					
水槽の容量	m ³	水槽の 種類	依頼日直近における 水槽の掃除の 実施年月日	年 月 日	

添付書類： 1. 「簡易専用水道の管理状況」

2. 建築物衛生法第10条に規定する次の書類

給水の管理状況(検査結果及び結果に基づく措置に関する設備の点検並びに整備の状況を含む。)

①水槽の清掃記録 ②水質検査の記録 ③水質の日常点検記録

(別記様式第4号の2 - 参考様式)

簡易専用水道の管理状況

	番号	検査事項	判定基準等	管理状況
	1	水槽の周囲の状態	<ul style="list-style-type: none"> 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。 	
施設及びその管理の状態に関する検査	2	水槽本体の状態	<ul style="list-style-type: none"> 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。 	
	3	水槽上部の状態	<ul style="list-style-type: none"> 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。 	
	4	水槽内部の状態	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。 	
	5	水槽のマンホールの状態	<ul style="list-style-type: none"> ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。 	

	番号	検査事項	判定基準等	管理状況
施設及びその管理の状態に関する検査	6	水槽のオーバーフロー管の状態	<ul style="list-style-type: none"> 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。 	
	7	水槽の通気管の状態	<ul style="list-style-type: none"> 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。 	
	8	水槽の水抜管の状態	<ul style="list-style-type: none"> 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。 	
	9	給水管等の状態	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。 	
水質の検査	10	臭気	<ul style="list-style-type: none"> 異常な臭気が認められないこと。 	
	11	味	<ul style="list-style-type: none"> 異常な味が認められないこと。 	
	12	色	<ul style="list-style-type: none"> 異常な色が認められないこと。 	
	13	色度	<ul style="list-style-type: none"> 五度以下であること。 	
	14	濁度	<ul style="list-style-type: none"> 二度以下であること。 	
	15	残留塩素	<ul style="list-style-type: none"> 検出されること。 	
書類検査	16	書類の整理及び保存の状況	<ul style="list-style-type: none"> 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。 	

- 備考
- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 10 条に規定する帳簿書類に基づきそれに記載されている給水の管理の状況について記入すること。
 - 2 記載にあたっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。
 - 3 水槽の種類及び容量は、水槽ごとに記入すること。
 - 4 表中 1～8 に掲げる事項については、必要に応じて、水槽ごとに記入すること。

表面

身分証明書 第〇〇〇号

平成 年 月 日交付

所属検査機関 氏名

この証明書を携帯する者は水道法第三十四条の二第二項により簡易専用水道の管理についての検査をする当検査機関の職員であります。

所属検査機関の長 [印]

裏面

写真ちよう付

検査機関印

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列七番とする。

(別記様式第6号)

検 査 済 証

年 月 日

様

検査機関の所在地

名称及び代表者名

TEL

年 月 日付で依頼のあった現場検査の結果は、次のとおりです。

建築物の名称				建築物の所在地			
簡易専用水道の設置者の氏名又は名称							
水槽の有効容量		m ³		水槽の種類			
対象	番号	検査事項	結果	対象	番号	検査事項	結果
施設及びその管理の状態に関する調査	1	水槽の周囲の状態	良 不良	水質の検査	11	味	良 不良
	2	水槽本体の状態	良 不良		12	色	良 不良
	3	水槽上部の状態	良 不良		13	色 度	良 不良
	4	水槽内部の状態	良 不良		14	濁 度	良 不良
	5	マンホールの状態	良 不良		15	残留塩素	良 不良
	6	オーバーフロー管の状態	良 不良	書類検査	16	書類の整備及び保存の状況	良 不良
	7	通気管の状態	良 不良		(ア)	簡易専用水道の系統図	良 不良
	8	水抜管の状態	良 不良		(イ)	受水槽周囲の構造物の配置図	良 不良
	9	給水管等の状態	良 不良		(ウ)	水槽の清掃の記録	良 不良
	10	臭 気	良 不良		(エ)	その他管理上の記録	良 不良
				(オ)	「建築物衛生法」※適用の有無		有 無
意見等							
検査年月日				天 候			
検査者の氏名							

※「建築物衛生法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の略称である。

(別記様式第7号)

検 査 済 証

年 月 日

様

検査機関の所在地

名称及び代表者名

TEL

年 月 日付で依頼のあった書類検査の結果は、次のとおりです。

建築物の名称		建築物の所在地	
簡易専用水道の設置者の氏名又は名称			
水 槽 の 設 置 場 所			
水 槽 の 数		各水槽の有効容量	
判定	良好 ・ 不適		
意見等			
検査年月日	年 月 日		
検査者の氏名			

(別記様式第8号)

飲料水健康危険情報報告書

(第 報)

		報告日時		年 月 日	
				午前・午後 時 分	
報告事項		報告者	所 属		
			職・氏名		
			TEL	(内線)	
発生日時					
発生場所					
健康危険情報概要・対応状況等					
		受信者			

(別記様式第9号)

簡易専用水道定期検査実施状況報告書

年 月 日

(宛先)加賀市上下水道事業 加賀市長

検査機関の名称

水道法第34条の2第2項の規定に基づき、年度における定期検査の実施状況は、以下のとおりです。

検査機関の名称	検査担当者数	1件当たりの検査手数料																			
		④不適合内容															⑤通報件数				
①検査対象地域	②検査実施施設数		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計	⑤通報件数
	建築物衛生ビル	その他																			
加賀市	③不適合施設数																				
内 訳	10<V≦20																				
	20<V≦40																				
	40<V≦60																				
	60<V≦80																				
	80<V≦100																				
100<																					

V：受水槽の有効容量 (m³)

- (注) 1 ②検査実施施設件数は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「建築物衛生法」という。)の適用の有無に分けて記入すること。
 2 ②検査実施施設数は、現場検査及び書類検査を含めた数とし、書類検査は()で内書きをすること。
 3 ③不適合施設数は、②のうち検査済証(別記様式第6号)において、1以上の検査項目について不良がある施設数を記入すること。
 4 ④不適合内容は、検査済証(別記様式第6号)の検査項目番号(1~16)について、不良と指摘した延べ数を記入すること。従って、③の計≧④の計となる。
 5 ⑤通報件数は、取扱要領第4の(7)に基づき加賀市上下水道事業の管理者の権限を行う市長に通報した施設数を記入すること。

